

金融犯罪への対応について

■預金等の不正な払戻し等への対応について

盗難通帳やキャッシュカードの偽造・盗難による預金の不正引出しや、インターネットバンキングによる不正払戻し等の金融犯罪が増加しております。

当金庫では、このような犯罪によってお客さまの大切なご預金が不正に引き出されることが無いように様々な対策を実施しておりますが、万一、個人のお客さまのご預金が盗難通帳やキャッシュカードの偽造・盗難により不正に引き出された場合やインターネットバンキングによる不正払戻しがあった場合、原則として補償の対象とさせていただきます。

〈通帳・印鑑・キャッシュカードの紛失、カード犯罪にあわれた場合の連絡先〉

平 日	AM8:45～PM5:10	お取引の本・支店 または しんきんサービスセンター：0120-561-633
	PM5:10～AM8:45	しんきんサービスセンター：0120-561-633 または：03-6433-2062
土・日・祝日	24 時間	しんきんサービスセンター：0120-561-633 または：03-6433-2062

■「振り込め詐欺等特殊詐欺」への対応について

家族や近親者等を騙った「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」等様々な手口の「振り込め詐欺等特殊詐欺」が増加しております。

当金庫は、お客さまへの声掛けを積極的に行うなど、防止に向けた取組みを強化しておりますが、「振り込め詐欺救済法」の施行により、当金庫の口座へ入金された被害者への窓口を設置しております。

お問い合わせ先 目黒信用金庫・業務部業務課 03-3719-0116

「振り込め詐欺救済法」の詳細については、

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/meguro/oshirase/furikomesagi.html> または

預金保険機構ホームページ <https://furikomesagi.dic.go.jp/> をご覧ください。

預金保険制度について

平成17年4月よりペイオフ全面解禁が実施され、決済用預金（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たすもの）については全額保護される一方、定期性預金や利息の付く普通預金などの一般預金については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元金1,000万円までとその利息等が保護されるようになりました。

■預金保険制度とは

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。預金保険制度により設立された「預金保険機構」には信用金庫、信金中央金庫、日本国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫等が加入しております。金融機関が破たんした場合に、預金者へ保険金が「預金保険機構」より直接支払われます。これを「ペイオフ」と言います。預金保険により保護される預金等は以下の通りとなっております。

預金等の保護の範囲

	決済用預金 (当座預金・利息のつかない普通預金等)	全額保護
対象預金等	利息のつく普通預金・定期預金・通知預金・ 納税準備預金・貯蓄預金・定期積金・掛金・ 元本補てん契約のある金銭信託等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 (注)1,000万円を超える部分は、破たん金融機関 の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)
対象外預金等	外貨預金・譲渡性預金・元本補てん契約のない 金銭信託等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)

(注)金融機関が合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、保護される預金等金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額になります(例えば、2行合併の場合は、2,000万円)。定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。